

小野市スポーツ賞表彰 規則運用に係る内規

- (1) 記録会及び冠大会は、公式大会と認めない。
(冠大会「民間企業等の名前がついている」は、日本スポーツ協会又は兵庫県スポーツ協会主催の場合のみ公式大会と認める。)
- (2) 大学生の処遇を考慮する。(市への貢献度を考慮し選考)
[第4条第2号の表彰該当資格＝その他特に審査委員会の認めた者]
- (3) 小野市陸上選手権大会・北播地区小学生陸上競技大会・市内中学校総合体育大会については、審査対象外とする。
(平成11年度より小野市小学生陸上選手権大会・小学生水泳大会についても審査対象から除外)・・・奨励賞関係
- (4) マスターズ大会の取扱については、下記のとおり取り扱う。
○全国大会の第1位・第2位・第3位＝スポーツ選手賞
(近畿大会・県大会の第1位はスポーツ協会スポーツ奨励賞とする)
- (5) スポーツ勲功賞は、県大会以上の大会で2名(同一人物は不可)もしくは1チーム以上を獲得させた指導者も審査対象とする。
(学校関係者は実質の活動が認められれば1校から複数の推薦も可能)
- (6) 市内団体とは、市内の小学校、中学校、高等学校、会社(企業)、スポーツ協会に加盟する団体(登録チームを含む)等とし、上位入賞とは3位までとする。

平成11年12月15日改正

平成23年12月14日改正

平成26年12月26日改正

令和2年11月1日改正